

留学生別科 入試 FAQ

募集要項を確認したうえで、判断に迷いやすい事項をまとめています

この FAQ は、学生募集要項に記載された内容を繰り返すものではなく、募集要項を確認した後に「自分の場合はどうなるのか」「どのように準備すればよいのか」など、特にお問い合わせの多い事項を補足するためのものです。

1. 出願資格・日本語能力について

Q1. 日本国内の日本語教育機関に複数在籍しています。在籍期間はどのように考えればよいですか？

募集要項では、日本国内の日本語教育機関に在学した期間について条件を設けています。複数の日本語教育機関に在籍したことがある場合は、一つの学校だけではなく、これまでの在籍歴全体を確認する必要があります。

転校歴や在籍期間に空白があるなど、判断が難しい場合は、学校名と在籍期間が分かる資料を準備のうえ、出願前にご相談ください。

Q2. JLPT を受験していません。「N5 相当」「N3 相当」の日本語能力があれば出願できますか？

募集要項では、所定レベルの公式日本語試験の結果を取得している方に加え、同等の日本語能力を有する方も出願資格の対象としています。

ただし、どのような学習歴・試験結果等で確認できるかは個別の状況によります。公式試験の結果を持っていない場合は、日本語学習歴などを確認のうえ、必要に応じて事前にお問い合わせください。

Q3. 過去に日本の学校へ通っていました。出願資格に該当するか自分では判断できません。

日本の中学校・高等学校、日本語教育機関などへの在籍歴は、出願資格に関係する場合があります。

学校の種類、在籍期間、卒業・修了状況などによって判断が異なるため、該当する在籍歴を整理したうえで、出願前に留学生別科事務室へご相談ください。

Q4. 12 年の学校教育課程を修了していませんが、出願できますか？

学歴によっては、募集要項に定める他の資格に該当する場合や、本学による個別の入学（出願）資格審査が必要となる場合があります。

自己判断で出願せず、最終学歴、卒業・修了年月、取得した資格等が分かる資料を準備し、出願前にご相談ください。

Q5. 過去に CoE（在留資格認定証明書）が不交付となったことがあります。出願できますか？

CoE の不交付歴は出願資格に関係します。過去に不交付となったことがある場合は、出願手続きを進める前に最新の募集要項をご確認ください。

不交付歴を申告せずに出願することはせず、不明な点がある場合は事前にお問い合わせください。

2. 経費支弁・身元保証について

Q6. 自分自身が経費支弁者になっても大丈夫ですか？

可能です。ただし、日本での留学期間中に必要となる学費や生活費などを継続して負担できることを、提出書類によって確認する必要があります。

本人が経費支弁者となる場合、通常の間費支弁者と提出できる書類が異なることがあります。提出可能な収入・資産等の証明書類を確認し、判断が難しい場合は事前にご相談ください。

Q7. 経費支弁者が複数いる場合や、父母以外の親族が経費支弁者になる場合はどうすればよいですか？

経費支弁者と志願者との関係、誰がどのように留学費用を負担するのかを確認できる必要があります。

複数名で支弁する場合や父母以外の方が支弁する場合は、通常の間提出書類だけでは確認が難しいことがありますので、出願前にご相談ください。追加書類の提出をお願いする場合があります。

Q8. 預金残高があれば、収入証明書や在職証明書は提出しなくてもよいですか？

原則として、募集要項で指定している経費支弁関係書類をそれぞれ提出してください。預金残高証明書だけで他の指定書類を省略することはできません。

退職、自営業、無職などの事情により指定書類を準備できない場合は、別の書類を自己判断で提出せず、事前にご相談ください。

Q9. 身元保証人・経費支弁者が日本語を理解できない場合、様式 E はどのように記入すればよいですか？

身元保証人および経費支弁者ご本人が内容を確認し、自筆で記入してください。

日本語または英語以外の言語で記入した場合は、日本語の翻訳文を添付してください。本人以外の方が代筆することは避けてください。

3. 証明書・提出書類について

Q10. 健康診断書（本学様式 B）はどのように準備すればよいですか？

本学所定の様式を医療機関へ持参し、様式に記載された項目について受診してください。

医療機関で記入してもらった後は、未記入の項目がないか、医療機関・医師による確認が分かる状態になっているかを確認してください。日本語または英語以外で記載された場合は、日本語訳を添付してください。

Q11. 推薦書（本学様式 C）は誰に書いてもらえばよいですか？

志願者の学習状況や人物についてよく把握している方に作成を依頼してください。

推薦書には日本語能力に関する所見を記入する項目があるため、日本語学校や大学等で日本語を学んでいる場合は、日本語担当教員など、日頃の日本語学習状況を把握している方に依頼することを推奨します。

Q12. 証明書が「出願前 3 か月以内」の発行期限を少し過ぎています。そのまま提出できますか？

募集要項で発行時期が指定されている書類は、原則としてその条件を満たすものを準備してください。

再発行ができない、発行に長期間を要するなど特別な事情がある場合は、古い証明書をそのまま送付する前にご相談ください。

Q13. 卒業証明書など、再発行できない原本を提出する必要があります。返却してもらえますか？

募集要項では、提出書類は原則として返却しませんが、卒業証明書など再発行が不可能な資料等の原本については返却する取扱いがあります。

返却を希望する重要書類がある場合は、原本を送付する前に留学生別科事務室へ確認してください。

Q14. 日本語・英語以外の証明書には、誰が作成した日本語訳を付ければよいですか？

募集要項では、日本語または英語以外で記載された書類には日本語の翻訳文を添付することを求めています。

翻訳者や翻訳証明等について個別の指定が必要となる場合がありますので、判断に迷う場合は、原本と翻訳文を準備する前にお問い合わせください。

Q15. 募集要項にある書類をすべて提出すれば、追加書類を求められることはありませんか？

提出された書類だけでは、学歴、経費支弁状況、在籍歴などを十分に確認できない場合があります。

その場合は、募集要項に記載された書類以外にも追加資料の提出をお願いすることがあります。追加書類の提出依頼は、不備があるという意味に限らず、内容を正確に確認するためにお願いするものです。

4. メール事前出願・原本提出について

Q16. メール事前出願で PDF を送った後、原本の内容を修正してもよいですか？

大学で確認した PDF と、後から郵送する原本の内容は原則として一致している必要があります。

大学から修正の指示を受けた場合を除き、事前確認後に内容を変更する必要があるときは、原本を郵送する前に必ずご連絡ください。

Q17. メール事前出願の時点で、まだ取得できていない証明書があります。先に他の書類だけ送ってもよいですか？

原則として、募集要項に定める出願書類をそろえたうえで事前出願してください。

証明書の発行待ちなど、締切までに準備できない事情がある場合は、提出可能な書類だけを自己判断で送付するのではなく、事前に留学生別科事務室へご相談ください。

Q18. PDF を送ったので、原本は出願期間を過ぎてから届いても大丈夫ですか？

メール事前出願と原本提出は別の手続です。PDF を期限内に送付していても、原本について募集要項で「必着」と定められている場合は、その期限までに大学へ到着する必要があります。

海外から郵送する場合は日数がかかることがありますので、大学から事前確認の連絡を受けた後、余裕をもって発送してください。

5. パスポート・出入国履歴について

Q19. パスポートに出入国スタンプが押されていない場合は、どうすればよいですか？

自動化ゲートの利用などにより出入国スタンプがない場合でも、まず募集要項で指定されたパスポートの写しを提出してください。

出入国履歴の確認が必要な場合は、公的な出入国履歴等の追加提出をお願いすることがあります。取得が難しい場合は、事前にご相談ください。

Q20. 古いパスポートを持っています。現在のパスポートだけ提出すればよいですか？

募集要項で求める旅券の写しに加えて、過去の渡航歴・在留歴を確認するため、旧パスポート等の提出をお願いする場合があります。

旧パスポートに日本への出入国歴や在留に関する記録がある場合は、処分せず保管しておいてください。

6. 学費・CoE・入学手続について

Q21. 学費等納付金を分割で支払うことはできますか？

学費等納付金の納付方法は、最新の募集要項および合格後の入学手続案内に従ってください。

一括納入が指定されている場合、個別の判断で分割して振り込むことはせず、支払いが難しい事情がある場合は納付期限前にお問い合わせください。

Q22. CoE が交付されてから学費等納付金を支払いたいのですが、可能ですか？

CoE 申請と学費等納付金の納付の順序は、大学が案内する入学手続に従ってください。CoE の交付を待つことを理由に、指定された入学手続・納付期限を自己判断で延長することはできません。

海外出願者には、合格後に CoE 申請を含む必要な手続について案内します。

Q23. CoE が不交付となった場合、納入した学費等納付金はどうなりますか？

CoE 不交付時の学費等納付金の取扱いは、本学の返還規定、当該年度の募集要項および入学手続案内等に基づきます。

返還の対象となる費用や必要な手続については、該当者へ個別に案内します。

Q24. 入学手続後に事情が変わり、入学を辞退することになりました。どうすればよいですか？

入学辞退には申出期限や所定の手続があります。また、申し出る時期によって学費等納付金の返還対象が異なる場合があります。

辞退することが決まった場合は、募集要項・入学手続案内を確認し、できるだけ早く留学生別科事務室へご連絡ください。

7. 住居・入国準備について

Q25. 留学生別科に学生寮はありますか？住居はどのように探せばよいですか？

留学生別科生が利用できる学生寮の有無や住居サポートの内容は、入学時期の案内をご確認ください。

大学から住居探しをサポートする不動産会社等を紹介する場合があります。紹介を希望する場合は、合格後に案内される期限や方法に従って申し込んでください。

Q26. 大学から紹介された不動産会社を必ず利用しなければなりませんか？

大学から住居紹介を行う場合でも、具体的な利用条件は入学時期の案内によります。自分で住居を準備する場合は、入国・入学手続に支障がないよう、入居可能日や通学場所などを十分に確認してください。

住居が決まった後、大学への住所報告等をお願いする場合があります。

8. 判断に迷ったとき

Q27. 募集要項に書かれている方法で書類を準備できません。別の書類で代用してもよいですか？

自己判断で指定書類を省略したり、別の書類へ置き換えたりしないでください。

取得できない理由や現在準備できる書類を確認したうえで、代替書類等を案内できる場合があります。必ず提出前にご相談ください。

Q28. 自分が出願資格を満たしているか、募集要項を読んでも判断できません。

学歴、日本での在籍歴、日本語能力、CoE 申請歴、経費支弁状況などは、個別の事情によって確認が必要となる場合があります。

出願締切直前では確認に時間が足りない場合がありますので、判断に迷う点がある場合は、できるだけ早めに留学生別科事務室へお問い合わせください。

【お問い合わせの際に】

出願資格や書類についてお問い合わせいただく場合は、質問内容だけでなく、国籍、最終学歴、日本語学習歴、日本国内での在籍歴、希望する課程・入学時期など、判断に必要な情報をあわせてお知らせいただくと確認がスムーズです。

問い合わせ先

城西国際大学 留学生別科事務室

〒283-8555 千葉県東金市求名（ぐみょう）1 番地

TEL：0475-55-8859 FAX：0475-53-2207

E-mail：bekka@jiu.ac.jp